

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 薬事管理課 | 整理番号 | 2-2 |
|-----------------------|---|-------|------|-----|
| 処分の種類 | 土地掘削許可の取消し | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 温泉法第9条第1項 | | | |
| 処分の概要 | 土地掘削許可の取消し | | | |
| 処分基準 (未設定の場合はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 温泉法第9条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第3条第1項の許可を取り消すことができる。 一 第3条第1項の許可に係る掘削が第4条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至ったとき。 二 第3条第1項の許可を受けた者が第4条第1項第4号又は第6号のいずれかに該当するに至ったとき。 三 第3条第1項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定みに基づく命令若しくは処分に違反したとき 四 第3条第1項の許可を受けた者が第4条第3項(第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |